

輸送の安全に関する情報公開

★ 令和4年度 有限会社みちのく観光バス輸送の安全に関する情報公開

旅客自動車運送運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき、弊社の輸送の安全に関する情報を公開致します。

★ 輸送の安全に関する基本的な方針

1、我々は安全快適な輸送を促進してサービスの向上に徹します。

| | |
|------|--|
| 始業点呼 | 点呼執行基準に基づき、健康状態の調査、服装の点検、アルコール点検(アルコール記録)、系統別注意事項の伝達等を厳正に行い又、ドライブレコーダー搭載により、事故防止対策及びエコドライブを推進し安全運転を行います。 |
| 終業点呼 | 乗務員の健康状態、道路状況、運行状況、車両状況等の報告を受け、生きた情報として安全確保に有効活用します。 |
| 指導教育 | 経営者と意見交換することにより、乗務員と運行管理者との更なる信頼関係の構築を目指します。 又、お客様に朝の挨拶と自己紹介並びに帰着時の御礼の挨拶、安全運転の宣言を実施します。 |
| 挨拶 | 到着時 わたくし、みちのく観光バス・運転手の〇〇〇〇です。 今日一日安全運転に勤めて参りますので宜しく御願い致します。 |
| | 帰着時 本日は誠にありがとうございました。 どうぞ気おつけてお帰りください。 |

- 2、輸送の安全に関する法律等を全従業員が再認識させ、P・D・C・A(Plan⇒Do⇒Check⇒Action)が確実に機能する運行管理体制を構築すべく活動します。
- 3、運送事業者の信頼向上の為に各自が模範となる安全な運行の優先の心構えと、それを実践いたします。
- 4、運行品質向上の為に設備投資と企業としての努力を進めます。

★ 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

令和4年度目標

| | |
|---------------------|-----|
| 1、有責事故(死亡・重傷・転落・等) | 0 件 |
| 2、有責人傷事故(歩行者・自転車・等) | 0 件 |
| 3、交通違反 | 0 件 |
| 4、旅客・エージェント等からのクレーム | 0 件 |
| 5、残酒出勤 | 0 件 |

令和4年度達成状況

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| 1、有責事故(死亡・重傷・転落・等) | 0 件 | 達成 |
| 2、有責人傷事故(歩行者・自転車等) | 0 件 | 達成 |
| 3、交通違反 | 0 件 | 達成 |
| 4、旅客・エージェント等からのクレーム | 2 件 | 未達成 |
| 5、残酒出勤 | 0 件 | 達成 |

令和5年度目標

| | |
|---------------------|-----|
| 1、有責事故(死亡・重傷・転落・等) | 0 件 |
| 2、有責人傷事故(歩行者・自転車・等) | 0 件 |
| 3、交通違反 | 0 件 |
| 4、旅客・エージェント等からのクレーム | 0 件 |
| 5、残酒出勤 | 0 件 |

★ 自動車事故報告規則第二条に規定する事故の統計

以下の事故を引き起こした場合、30日以内に事故報告書の提出が必要。(内容は抜粋)

| | | |
|----|---|-----|
| 一 | 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの。 | 0 件 |
| 二 | 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。 | 0 件 |
| 三 | 死者又は重傷者(14日以上入院を要する傷害で、医師の治療期間が30日以上のもの)を生じたもの。 | 0 件 |
| 四 | 10人以上の負傷者を生じたもの。 | 0 件 |
| 五 | 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの。 イ 消防法第2条第7項に規定する危険物 ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類 ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス ニ 原子力基本法第3条第2項に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染された物 ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物 ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物 ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物 | 0 件 |
| 六 | 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの。 | 0 件 |
| 七 | 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。 | 0 件 |
| 八 | 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。 | 0 件 |
| 九 | 救護義務違反があったもの。 | 0 件 |
| 十 | 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの。 | 0 件 |
| 十一 | 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る) | 0 件 |
| 十二 | 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。 | 0 件 |
| 十三 | 高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。 | 0 件 |
| 十四 | 上記に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。 | 0 件 |

★ 行政処分の状況

- 1、令和5年2月27日実施の東北運輸局岩手支局による監査の結果、改善要請無し
- 2、行政処分無し(令和4年4月～令和5年3月末迄)